



ESTELLE

第64回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

場 所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木 グランドコンファレンスセンター

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

〈ご来場の記念品（お土産）について〉

株主総会にご出席の株主様へお配りして
おりましたご来場の記念品（お土産）は、
とりやめとさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し
あげます。

証券コード 7872

エステールホールディングス株式会社

証券コード 7872

2022年6月13日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
エステールホールディングス株式会社
代表取締役社長 丸 山 雅 史

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席は極力お控えいただき、可能な限り郵送（議決権行使書面）にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
バルサール六本木 グランドコンファレンスセンター

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第64期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

〇当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇株主様へのお願い

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.estelle.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液をご用意しております。（ご来場の株主様は、マスクのご持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

〇次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.estelle.co.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

〇株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（<https://www.estelle.co.jp>）

(提供書面)

事業報告

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置が断続的に適用された影響により一部業種によっては消費停滞がみられたものの、活動は徐々に正常化に向かいつつあり、持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、資源価格の高騰、円安の影響などにより総じて厳しい状況で推移いたしました。また、世界経済におきましても、同様に経済活動が再開され回復の兆しが見られましたが、原材料価格や原油価格の更なる上昇に加え、ロシア・ウクライナ問題、中国の主要都市におけるロックダウンなど世界経済の先行きは不透明な状況にあります。

小売業界におきましても、緊急事態宣言発令による外出自粛要請や移動制限要請等で、消費者の行動変容に伴い業態や立地で業績が分かれ、消費マインドの冷え込みに加え、商業施設の休業や営業時間の短縮など事業活動が大きく制限されました。

当社グループの当連結会計年度における店舗展開としては、A s - m e エステール株式会社では8店舗を出店、10店舗を閉鎖し、期末店舗数は366店舗となり、眼鏡小売のキンパレー株式会社では4店舗を出店、68店舗となりました。食品販売・飲食店は、1店舗を出店、期末店舗数は31店舗となりました。なお、店舗数には、消化仕入契約に基づく百貨店等への出店を含んでおります。

当連結会計年度の業績は、売上高は、商業施設の臨時休業や外出自粛などの影響もあり、299億85百万円（前期比7.2%増）となりました。営業利益は、5億66百万円（同34.2%増）となり、経常利益は7億81百万円（同92.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、店舗に対する減損損失の計上や臨時休業による損失の計上などもあり、73百万円（同75.9%減）となりました。

セグメント別の販売実績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 2021年3月期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 | | 2022年3月期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日 | | 前連結会計年度比 | |
|----------|---|--------|---|--------|----------|---------|
| | 金額 | 比率 (%) | 金額 | 比率 (%) | 金額 | 増減率 (%) |
| 宝飾品 | 23,860 | 85.3 | 25,447 | 84.9 | 1,587 | 6.7 |
| 眼鏡 | 2,359 | 8.5 | 2,549 | 8.5 | 190 | 8.1 |
| 食品販売・飲食店 | 1,743 | 6.2 | 1,988 | 6.6 | 244 | 14.0 |
| 合計 | 27,963 | 100.0 | 29,985 | 100.0 | 2,022 | 7.2 |

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度における設備投資の主なものは、新規出店13店舗（宝飾品事業8店舗、眼鏡事業4店舗及び食品販売・飲食店事業1店舗）の出店費用及び既存店の改装費用等で総額3億36百万円であります。その資金は主に自己資金及び借入金で充たいたしました。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度においては、増資又は社債発行等による資金調達は行っておりません。
- ④ 重要な企業再編等の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 第 61 期 2019年3月期 | 第 62 期 2020年3月期 | 第 63 期 2021年3月期 | 第 64 期 (当連結会計年度) 2022年3月期 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 | 32,504 | 32,172 | 27,963 | 29,985 |
| 経常利益 | 1,343 | 1,385 | 406 | 781 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 686 | 620 | 306 | 73 |
| 1株当たり当期純利益 | 64.49円 | 58.37円 | 28.83円 | 6.94円 |
| 総資産 | 33,670 | 34,699 | 33,775 | 34,576 |
| 純資産 | 13,731 | 14,138 | 14,108 | 13,990 |
| 1株当たり純資産額 | 1,287.06円 | 1,316.33円 | 1,313.96円 | 1,299.88円 |

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------------|----------------|-------------|----------|
| エステールベトナムCO.,LTD. | 千USドル 1,310 | % 100.00 | 宝飾品の製造販売 |
| キンバレー株式会社 | 百万円 10 | 100.00 | 眼鏡小売 |
| 谷口ジュエル株式会社 | 百万円 10 | 100.00 | 宝飾品の卸売 |
| サイゴンパールCO.,LTD. | 千USドル 2,500 | 100.00 | 真珠養殖 |
| ハリー & CO.,LTD. | 千USドル 1,000 | 100.00 | 宝石・原石の研磨 |
| コンセプトアイウェアマニュファクチャ ベトナムCO.,LTD. | 千USドル 2,800 | 51.00 | 眼鏡フレーム製造 |
| A s - m e エステール株式会社 | 百万円 10 | 100.00 | 宝飾品の販売 |

- ③ 重要な関連会社の状況
該当事項はありません。

(4) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

文中の将来に関する事項は、2022年5月の決算発表時において当社グループが判断したものであり、現在の当社の認識とは異なる場合があります。

① 企業理念

私達は、お客様とのご縁を大切に「思いやりと誠実さ、そして信用」を基本理念とし、トータルファッションの提案を通して心豊かな生活文化の創造に貢献いたします。

② 経営方針

- イ. 社内の総力を結集し、高品質で信頼性の高い商品と最良のおもてなしを、全てのお客様にご提供し続けます。
- ロ. 常に学習、創意工夫して自らを高め、それを仲間と教え合い、更に多くの仲間達を集め、成果に応じた公平かつ公正な処遇ある働き甲斐のある職場を構築していきます。
- ハ. 経営資源の効率化に努め、企業価値の向上を常に目指します。

③ 経営環境及び対処すべき課題

小売業界におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置が断続的に適用された影響により消費者の行動変容や消費マインドの冷え込みに加え、価格競争等による店舗間競争の激化、雇用環境の変化や人件費の上昇が続くと予想され、新型コロナウイルス感染症の終息への先行きや消費者の行動変容を見通すことが困難な状況であります。

また、景気も同様に経済活動が再開され回復の兆しが見られましたが、ロシア・ウクライナ問題、中国の主要都市におけるロックダウンなどにより、資源価格の高騰、円安の影響により、生活防衛意識はさらに強まる可能性が高く、消費マインドへの影響も予断を許さない状況であることから、今後とも厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況におきまして当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底し、通信販売のさらなる拡充や、顧客の購買回復に向けた販売促進を積極的に展開するとともにお客様及び従業員の安心・安全を最優先に引き続き店内の感染拡大防止策に取り組み営業活動を継続してまいります。また、既存店のリニューアルや社内業務の効率化、平準化に取り組むとともに多様化するお客様のニーズに対して、きめ細やかな対応をするため、品質・価格・品ぞろえにこだわった店舗政策に取り組み顧客満足度向上に努めてまいります。

イ. 宝飾品セグメント

宝飾品セグメントにおいても新型コロナウイルスの影響は大きく、全国的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され時短営業の実施など厳しい状況が続いておりましたが、ワクチン接種の効果もあり、新規感染者数が減少に転じ、緩やかな回復の兆しがみられる状況となりましたが、国際情勢の緊迫化、原材料価格の高騰など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。消費マインドの回復には、ワクチン接種の効果が出てくると期待される2022年第3四半期以降になると考えられます。

継続的な経営環境としましては、国内の市場規模は成熟過程にあり拡大が望めず、また、将来的には人口減少と相俟って縮小均衡してゆくものと思われまます。一方で、供給側では、小規模事業者が多数を占め、大手の市場占有率が低い現状では、シェア拡大の機会があると言えます。

宝飾セグメントの特徴としましては、まず、製造から販売までの一貫体制を敷いていることが挙げられます。また、全国46都道府県に366店舗という販売網の広さも強みであります。さらに、ESTELLE、Milliflora、BLOOM、GOODNESS、ACCESSORIES BLOOSOM、FOR TSUNAGUといった多彩なブランドも特徴であります。このような特徴を最大限に活かし、高品質で信頼性の高い商品を最良のおもてなしのもとお客様に提供してまいります。

ロ. 眼鏡セグメント

眼鏡セグメントにおいても、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による時短営業等の影響を受けましたが、眼鏡という商品の性格上、宝飾品に比べて休業解消後の需要の回復がある程度期待できるものの、当面厳しい環境が続くものと思われまます。

眼鏡セグメントの特徴としましては、製造から販売までの一貫体制が挙げられます。2018年3月ベトナムにコンセプトアイウェアマニュファクチャーベトナムCO.,LTD. を設立し、ジュエリー製造で得た技術や知識を生かし、手頃な価格でありながら、高品質でファッション性の高い商品を提供してまいります。

ハ. 食品販売・飲食店セグメント

食品販売・飲食店セグメントでは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による時短営業等の影響を受けましたが、食品販売は生活必需品の一つであり、飲食店ではテイクアウトサービスやデリバリーも展開していることから、ある程度の売り上げの回復が期待できるものと思われまます。

食品販売事業では、ストーリーや地域の魅力といった付加価値のある商品を扱っております。飲食店事業では、人生最高のハンバーガーをテーマに、新メニュー開発と素材にこだわりとことん丁寧におつくりした商品を提供してまいります。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

現在、当社では客観的な指標等（いわゆる KPI）は設けておりません。

ただし、経営の基本方針を徹底することにより売上高のみならず、売上総利益、営業利益向上にも意を用いることにより、企業価値を高め、ROEの向上に繋げることに努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主要な事業は宝飾品・アクセサリーや眼鏡等の製造・販売及び食品販売・飲食店事業であり、販売につきましては直営店舗方式による店舗運営を行っており、あわせて宝飾品の卸売及びインターネット上のウェブサイトを通じて販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

| 会 社 名 | 所 在 地 等 |
|--|--|
| 当 社 | 本 社：東京都港区 支 店：山梨県甲府市 |
| (連結子会社) エステールベトナムCO.,LTD. | 本 社：NgoYen,AnHong,AnDuong,HaiPhong, VietNam |
| (連結子会社) キンバレー株式会社 | 本 社：東京都港区 |
| (連結子会社) 谷口ジュエル株式会社 | 本 社：東京都港区 |
| (連結子会社) サイゴンパールCO.,LTD. | 本 社：VanNinh District,KhanhHoa Province, VietNam |
| (連結子会社) ハリー & CO.,LTD. | 本 社：Industrial Zone,Phuyen Province,VietNam |
| (連結子会社) コンセプトアイウェアマニュファクチャーベ トナムCO.,LTD. | 本 社：Industrial Zone,Phuyen Province,VietNam |
| (連結子会社) A s - m e エステール株式会社 | 本 社：東京都港区 支 店：名古屋市中区 |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|---------------|-------------|
| 宝飾品 | 2,224 (406) 名 | 49名減 (21名減) |
| 眼鏡 | 284 (288) | 11名増 (24名増) |
| 食品販売・飲食店 | 55 (335) | 2名減 (8名増) |
| 合計 | 2,563 (1,029) | 40名減 (11名増) |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 159(424) 名 | 5名減 | 43.3歳 | 9.9年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|----------|----------|
| 商工組合中央金庫 | 2,244百万円 |
| 三菱UFJ銀行 | 2,135 |
| 東日本銀行 | 1,416 |
| みずほ銀行 | 1,044 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 11,459,223株 |
| ③ 株主数 | 5,041名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

| 株主名 | 所有株式数 (株) | 持株比率 (%) |
|---|-----------|----------|
| 株式会社雅コーポレーション | 3,551,700 | 33.42 |
| 株式会社桑山 | 738,900 | 6.95 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 377,600 | 3.55 |
| BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS | 273,600 | 2.57 |
| 小島 康誉 | 253,800 | 2.39 |
| 有限会社英 | 229,950 | 2.16 |
| エステールホールディングス従業員持株会 | 200,578 | 1.89 |
| 森 るり子 | 172,500 | 1.62 |
| 株式会社名古屋銀行 | 150,000 | 1.41 |
| 株式会社ナガホリ | 136,400 | 1.28 |

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が831,503株あります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|------|--|
| 代表取締役会長 | 丸山朝 | A s-m e エステール株式会社代表取締役会長 谷口ジュエル株式会社代表取締役社長 |
| 代表取締役社長 | 丸山雅史 | A s-m e エステール株式会社代表取締役社長 株式会社ヴィレージヴァンガードコーポレーション社外取締役 |
| 専務取締役 | 平野和良 | A s-m e エステール株式会社専務取締役 コンセプトアイウェアマニュファクチャーベトナムCO.,LTD.社長 |
| 取締役 | 佐野司郎 | 社長室長 A s-m e エステール株式会社取締役 |
| 取締役 | 森元隆 | 経営企画本部長 A s-m e エステール株式会社取締役 |
| 取締役 | 小野隆 | A s-m e エステール株式会社取締役事業部長 |
| 取締役 | 河合瑞人 | 管理本部長 A s-m e エステール株式会社取締役 |
| 取締役 | 齋藤理英 | 齋藤総合法律事務所代表 弁護士 株式会社ヴィレージヴァンガードコーポレーション社外取締役 |
| 取締役 | 白川篤典 | 株式会社ヴィレージヴァンガードコーポレーション代表取締役社長 |
| 取締役 | 梅田常和 | 公認会計士梅田会計事務所 所長 株式会社タカラトミー 社外監査役 株式会社ハーバー研究所 取締役監査等委員 (社外取締役) 株式会社エイチ・アイ・エス取締役監査等委員 (社外取締役) |
| 常勤監査役 | 高塚明 | A s-m e エステール株式会社監査役 |
| 監査役 | 鈴木惟雄 | |
| 監査役 | 二宮哲男 | |
| 監査役 | 遠藤恭彦 | 平田機工株式会社社外監査役 (非常勤) |

- (注) 1. 取締役齋藤理英、同白川篤典及び同梅田常和の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役齋藤理英、同梅田常和及び監査役遠藤恭彦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役鈴木惟雄、同二宮哲男及び同遠藤恭彦の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役鈴木惟雄氏は、過去伊藤忠メタルズ株式会社取締役、同社常勤監査役、あずみ株式会社常勤監査役として財務・会計部門を管理監督・監査する立場にあり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役二宮哲男氏は、過去アイフル株式会社取締役、学校法人原宿学園理事長として長年経営に参画し、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役遠藤恭彦氏は、過去株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング (現株式会社日本投資環境研究所) 取締役として経営に参画し、現在も平田機工株式会社社外監査役として管理監督・監査する立場にあり、株式や経営に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

イ. 就任

該当事項はありません。

ロ. 退任

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役齋藤理英、同白川篤典、同梅田常和並びに監査役高塚明、社外監査役鈴木惟雄、同二宮哲男、同遠藤恭彦の7氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令の定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

⑤ 取締役の個人別報酬等についての決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下の通りです。

また、決定方針の決定方法は、独立社外取締役により構成される指名・報酬委員会の諮問を受けて取締役会決議により決定しております。

イ. 報酬の構成

取締役の報酬は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、固定報酬としての基本報酬、社宅、役員退職慰労金で構成されております。

ロ. 基本報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬としております。個人別報酬等の額の決定につきましては、取締役会に一任された代表取締役社長丸山雅史が、他社水準及び従業員給与とのバランス等を考慮の上、取締役各人毎の役位、担務、職責、目標の達成度合、業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。決定にあたり、当該代表取締役社長及び独立社外取締役2名をメンバーとする指名・報酬委員会により、取締役の個人別報酬額が諮問されます。指名・報酬委員会は、審議プロセスの透明性と客観性を高めることを目的に設置されております。

なお、個人別報酬等の額の決定を代表取締役社長に委任しておりますが、決定は上記のプロセスを経て行われており、代表取締役社長による最終決定が公平性を確保し、適切に行きわたるとの判断によるものであります。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業務を執行する事務所等へ通勤が困難な取締役がある場合、通勤可能な地域に社宅を提供するものとし、当該社宅賃料から当社所定の基準に基づく社宅使用料を徴収した残りの金額を非金銭報酬等として当該取締役に支給しております。

ニ. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬、社宅、役員退職慰労金で構成されているため、該当事項はありません。

ホ. 基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬である社宅につきましては、その必要性に応じて提供することを方針としており、その割合は一義的に定まりませんが、総額1千万円以内とすることとしております。

ヘ. 役員退職慰労金の決定に関する方針

役員退職慰労金は、職務執行の対価として、役員退職慰労金規程の定めに従い、取締役の役位毎の年間基本額を引き当て、役員退任時に累積額を算出して、株主総会決議のもと取締役会に一任された代表取締役社長が支給額を決定の上、支給しております。

ト. 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容の決定に当たっては、上記報酬等の決定手続について各報酬の決定方針に従い、指名・報酬委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会も基本的にその原案を尊重しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|------------------|-------------------------|------------------------|-------------|---------------------|-----------------|-----------------------|
| | | 基本報酬額 | 業績連動 報酬額 | 退職慰労 引当金繰入額 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 219,467千円 (10,457千円) | 190,380千円 (9,780千円) | — | 25,679千円 (677千円) | 3,408千円 (0円) | 10名 (3) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 20,178千円 (9,623千円) | 17,775千円 (9,000千円) | — | 1,383千円 (623千円) | 1,020千円 (0円) | 4名 (3) |
| 合計 | 239,646千円 | 208,155千円 | — | 27,063千円 | 4,428千円 | 14名 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第48回定時株主総会において月額3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第48回定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）です。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役齋藤理英氏は、齋藤綜合法律事務所の代表であります。当社と同事務所との間に取引関係はありません。
- ・取締役白川篤典氏は、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの代表取締役社長であります。当社と同社との間には、商品仕入れ及び配送において取引がございます。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役齋藤理英氏は、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの社外取締役であります。当社と兼任先との関係は、上記「イ」に記載のとおりであります。
- ・取締役梅田常和氏は、株式会社タカラトミーの社外監査役であり、株式会社ハーバー研究所、株式会社エイチ・アイ・エスの社外取締役監査等委員であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役遠藤恭彦氏は、平田機工株式会社の社外監査役（非常勤）であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区分 | 主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------|---|
| 取締役 齋藤理英 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席しております。弁護士として豊富な経験を有されており、その高い専門性と幅広い見識を活かし、客観的な視点から、企業経営の健全性の確保、コンプライアンスの推進に関して、取締役会においても適宜助言・提案を行っており、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で監督的役割を果たしております。 |
| 取締役 白川篤典 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席しております。長年経営に携われ、その経験と見識を活かし、特に企業の進むべき方向性に関して、客観的な視点から、取締役会においても適宜助言・提案を行っており、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で監督的役割を果たしております。 |
| 取締役 梅田常和 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席しております。公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な経験と知見や豊富なビジネス経験を活かし、客観的な視点から、取締役会においても適宜助言・提案を行っており、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で監督的役割を果たしております。 |
| 監査役 鈴木惟雄 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席しております。豊富なビジネス経験を通じて培われた幅広い見識及び高い専門性を活かし、客観的な視点から、適宜助言・提案を行っております。 |
| 監査役 二宮哲男 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席しております。金融機関での豊富なビジネス経験や幅広い見識を活かし、客観的な視点から、適宜助言・提案を行っております。 |
| 監査役 遠藤恭彦 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席しております。株式や経営に関する豊富な経験や幅広い見識を活かし、客観的な視点から、適宜助言・提案を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 爽監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 36百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、エステールベトナムCO.,LTD.、サイゴンパールCO.,LTD.、ハリー&CO.,LTD.及びコンセプトアイウェアマニュファクチャーベトナムCO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人爽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法令に定められた「取締役の忠実義務」「取締役の善管注意義務」に則って職務を執行し、取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、取締役から適宜状況報告を受けます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務遂行に係る議事録、稟議決裁書その他の記録を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存しかつ管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項や重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行うとともに、業務執行取締役が各担当業務の職務執行状況について報告し、同一認識のもと職務を執行します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、グループ管理体制については、グループ管理のコンプライアンス担当部署を置き、社内規程に基づき、各グループの特性や状況に応じて必要な管理・指導を行っております。コンプライアンス委員会は、各部署に置かれたコンプライアンス担当者と協力し、コンプライアンスを啓蒙、推進します。

- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告、及び業務執行の効率性に関する体制
 - ・ 当社の子会社が子会社の取締役を兼任し、子会社の業務執行状況を把握するとともに、当社のグループ経営方針等との認識を共有します。
 - ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 各子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、リスク管理規程に従い、子会社のリスクに関する情報を当社で管理します。
 - ハ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ グループコンプライアンスポリシーに基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- ⑦ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
- 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制評価委員会を設置し、財務報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築します。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人として、監査役会にて選任、指名された常勤の使用人は、監査役会の指示に従い、その職務を行います。
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性・指示の実効性に関する事項
- 前号の監査役会から指名された使用人の、取締役会からの独立性を確保するため当該使用人の任命、異動等の人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることとします。また、当該使用人は、監査役がその職務を補助に当たっては監査役の指揮命令を受け、取締役等の指揮命令を受けないものとします。
- ⑩ 当社グループの取締役及び使用人が、当社の監査役に報告するための体制
- 当社グループの取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告することとします。
- ⑪ 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの役員が当該報告を行ったことを理由として、当該社員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止し、また当該社員の職場環境が悪化することのないように適切な処置を講じます。
- ⑫ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役はその職務の執行上必要と認める費用等については、当社にその前払又は償還を請求できるものとします。

- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努めます。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、経済的な利益を与えず、また違法・不当な要求を排除します。
人事総務部を対応部署とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携をとり対応します。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

取締役会の職務執行に関しては、定例取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行うとともにコンプライアンス、リスク管理への対応を検討しました。

コンプライアンスに関しては、コンプライアンス委員会を半期毎に開催し、コンプライアンス関連情報の報告・分析、内部通報窓口の運用状況を検討し、必要に応じ研修等の対応を実施いたしました。また、内部監査部門は、当社及び当社グループ会社を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、監査報告会において定期的に報告を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価に関しては、連結ベースの財務報告全般に重要な影響を及ぼす内部統制の評価を行った上で、重要な事業拠点の業務プロセスの評価を実施し、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

監査役の監査体制につきましては、月1回定例監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の遂行状況報告を行うとともに、常勤監査役は当社内の重要な会議に出席し、監査役会等を通じて代表取締役をはじめとした各取締役、内部監査室、会計監査人との定期的意見交換会を行い、ガバナンス体制の強化に向け、社外役員、グループ会社社長とも情報共有や意見交換を行うとともに主要な事業所などについて実地監査を行いました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、業績に裏付けられた成果の配分を基本としながら、今後の事業展開を勘案し、内部留保とのバランスを考慮しつつ安定した配当の維持を心掛けております。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、当期の業績などを総合的に勘案し、普通配当を1株につき27円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | | 流 動 負 債 | 11,298 |
| 現 金 及 び 預 金 | 8,617 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 4,451 |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 2,207 | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 3,983 |
| 商 品 及 び 製 品 | 11,098 | 未 払 金 | 909 |
| 仕 掛 品 | 1,439 | 未 払 法 人 税 等 | 173 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 3,300 | 賞 与 引 当 金 | 424 |
| そ の 他 | 337 | そ の 他 | 1,356 |
| 貸 倒 引 当 金 | △0 | 固 定 負 債 | 9,286 |
| 固 定 資 産 | 7,576 | 長 期 借 入 金 | 6,917 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,829 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 1,595 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 2,718 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 694 |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △1,455 | 資 産 除 去 債 務 | 74 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 1,840 | そ の 他 | 4 |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △1,460 | 負 債 合 計 | 20,585 |
| 土 地 | | 純 資 産 の 部 | |
| そ の 他 | 416 | 株 主 資 本 | 13,762 |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △261 | 資 本 金 | 1,571 |
| 無 形 固 定 資 産 | 167 | 資 本 剰 余 金 | 3,384 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 5,579 | 利 益 剰 余 金 | 9,376 |
| 投 資 有 価 証 券 | 282 | 自 己 株 式 | △570 |
| 関 係 会 社 株 式 | 26 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 52 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 1,429 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 102 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 2,523 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 7 |
| 貸 貸 土 地 | 53 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △58 |
| そ の 他 | 1,265 | 非 支 配 株 主 持 分 | 175 |
| 貸 倒 引 当 金 | △1 | 純 資 産 合 計 | 13,990 |
| 資 産 合 計 | 34,576 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 34,576 |

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 売上高 | 29,985 |
| 売上原価 | 12,574 |
| 売上総利益 | 17,410 |
| 販売費及び一般管理費 | 16,844 |
| 営業利益 | 566 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息・配当金 | 3 |
| 不動産賃貸料 | 3 |
| 受取手数料 | 29 |
| 為替差益 | 215 |
| その他 | 8 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 37 |
| その他 | 8 |
| 経常利益 | 781 |
| 特別利益 | |
| 助成金収入 | 213 |
| 特別損失 | |
| 減損損失 | 541 |
| 店舗閉鎖損失 | 4 |
| 臨時休業による損失 | 81 |
| 関係会社出資金評価損 | 25 |
| 税金等調整前当期純利益 | 342 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 234 |
| 法人税等調整額 | 22 |
| 当期純利益 | 85 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 12 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 73 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | 株主資本合計 |
|----------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,571 | 3,384 | 9,613 | △570 | 13,999 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △24 | | △24 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,571 | 3,384 | 9,589 | △570 | 13,975 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △286 | | △286 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 73 | | 73 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | | | △213 | △0 | △213 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,571 | 3,384 | 9,376 | △570 | 13,762 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------------|-----------------------|----------|------------------|-------------------|---------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 51 | △72 | △14 | △35 | 144 | 14,108 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | △24 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 51 | △72 | △14 | △35 | 144 | 14,084 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △286 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 73 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額) | 51 | 80 | △43 | 87 | 31 | 119 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 51 | 80 | △43 | 87 | 31 | △94 |
| 当連結会計年度末残高 | 102 | 7 | △58 | 52 | 175 | 13,990 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|---------------|--------------------------------|---------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | | 流 動 負 債 | 8,833 |
| 現 金 及 び 預 金 | 5,098 | 支 払 手 形 | 3,252 |
| 売 掛 金 | 665 | 買 掛 金 | 1,112 |
| 商 品 及 び 製 品 | 10,544 | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 3,983 |
| 仕 掛 品 | 270 | 未 払 金 | 234 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 3,066 | 未 払 費 用 | 1 |
| 関 係 会 社 未 収 入 金 | 5,352 | 未 払 法 人 税 | 112 |
| 前 払 渡 金 | 658 | 賞 与 引 当 金 | 15 |
| 前 払 費 用 | 12 | そ の 他 | 121 |
| そ の 他 | 238 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | △2 | | |
| 固 定 資 産 | 5,549 | 固 定 負 債 | 10,244 |
| 有 形 固 定 資 産 | 124 | 長 期 借 入 金 | 6,917 |
| 建 物 | 563 | 退 職 給 付 引 当 金 | 1,497 |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △498 | 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 | 691 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 578 | 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 | 1,114 |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △550 | 資 産 除 去 債 務 | 23 |
| 土 地 | | | |
| そ の 他 | 7 | 負 債 合 計 | 19,077 |
| 減 価 償 却 累 計 額 | △7 | 純 資 産 の 部 | |
| 建 設 仮 勘 定 | | 株 主 資 本 | 12,273 |
| 無 形 固 定 資 産 | 166 | 資 本 金 | 1,571 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 117 | 資 本 剰 余 金 | 3,362 |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 1 | 資 本 準 備 金 | 1,493 |
| 電 話 加 入 権 | 46 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 1,868 |
| そ の 他 | 0 | 利 益 剰 余 金 | 7,909 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 5,258 | 利 益 準 備 金 | 129 |
| 投 資 有 価 証 券 | 282 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 7,780 |
| 関 係 会 社 株 式 | 63 | 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 | 2 |
| 関 係 会 社 出 資 金 | 428 | 別 途 積 立 金 | 700 |
| 長 期 前 払 費 用 | 1 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 7,078 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 960 | 自 己 株 式 | △570 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 2,313 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 102 |
| 保 険 積 立 金 | 1,155 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 102 |
| 貸 貸 土 地 | 53 | | |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △10 | 純 資 産 合 計 | 12,376 |
| そ の 他 | 11 | | |
| 貸 倒 引 当 金 | △1 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 31,454 |
| 資 産 合 計 | 31,454 | | |

損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------|--------|
| 売上高 | 14,939 |
| 売上原価 | 11,757 |
| 営業総収入 | 3,182 |
| 営業総利益 | 151 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,333 |
| 営業外利益 | 2,619 |
| 受取利息 | 0 |
| 受取配当金 | 3 |
| 不動産賃貸料 | 11 |
| その他 | 8 |
| 営業外費用 | 23 |
| 支払替利差 | 37 |
| その他 | 1 |
| 経常利益 | 3 |
| 特別利益 | 41 |
| 特別損失 | 696 |
| 助成金収入 | 69 |
| 特別損失 | 69 |
| 店舗閉鎖損失 | 4 |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 687 |
| 減損損失引当金繰入額 | 268 |
| 投資損失引当金繰入額 | 10 |
| 臨時休業による損失 | 0 |
| 関係会社出資金評価損失 | 25 |
| 税引前当期純損失 | 995 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 229 |
| 法人税等調整額 | 139 |
| 当期純損失 | △109 |
| | 30 |
| | 259 |

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|---------------|----------|-------------|-------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | 利益剰余金計 合 |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 買換資産 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,571 | 1,493 | 1,868 | 3,362 | 129 | 2 | 700 | 7,625 | 8,456 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 買換資産圧縮 積立金の取崩し | | | | | | △0 | | 0 | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △286 | △286 |
| 当 期 純 損 失 | | | | | | | | △259 | △259 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | | | △0 | | △546 | △546 |
| 当 期 末 残 高 | 1,571 | 1,493 | 1,868 | 3,362 | 129 | 2 | 700 | 7,078 | 7,909 |

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|-----------------------------|---------|--------|------------------|--------|
| | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | |
| 当 期 首 残 高 | △570 | 12,820 | 51 | 12,872 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 買換資産圧縮 積立金の取崩し | | - | | - |
| 剰余金の配当 | | △286 | | △286 |
| 当 期 純 損 失 | | △259 | | △259 |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | | △0 |
| 株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額) | | | 51 | 51 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △0 | △546 | 51 | △495 |
| 当 期 末 残 高 | △570 | 12,273 | 102 | 12,376 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

エステールホールディングス株式会社
取締役会 御中

爽監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 貝 沼 彩 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 板 垣 善 昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エステールホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エステールホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

エステールホールディングス株式会社
取締役会 御中

爽監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 貝 沼 彩 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 板 垣 善 昭 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エステールホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、社外取締役との意見交換会を実施する等、連携を図り、情報の共有に努めました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人爽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人爽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

エステールホールディングス株式会社 監査役会

| | | | |
|-------|----|----|---|
| 常勤監査役 | 高塚 | 明 | ① |
| 社外監査役 | 鈴木 | 惟雄 | ① |
| 社外監査役 | 二宮 | 哲男 | ① |
| 社外監査役 | 遠藤 | 恭彦 | ① |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①業務効率の向上と本社固定費の削減のため、本社の移転を予定しています。この移転に伴い、現行定款第3条の本店所在地を東京都港区から東京都渋谷区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|-----------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第2条 (条文省略) | 第1条～第2条 (現行どおり) |
| (本店の所在地) | (本店の所在地) |
| 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 | 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。 |
| 第4条～第14条 (条文省略) | 第4条～第14条 (現行どおり) |
| (参考書類等のインターネット開示) | |
| 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。 | <削除> |

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><新設></p> | <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| <p>第16条～第32条 (条文省略)</p> | <p>第16条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u> <u>第1条</u> 現行定款第15条 (参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2.前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条 (参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。 3.本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |
| <p style="text-align: center;"><新設></p> | <p><u>第2条</u> 定款第3条 (本店の所在地) の規定変更は、2022年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p> |

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|--|------------|
| 1 | 丸山朝 (1934年9月13日) | 1959年3月 当社設立、代表取締役社長 1972年9月 ツルカメ商事株式会社(現 当社) 代表取締役会長 2005年9月 谷口ジュエル株式会社代表取締役社長(現任) 2009年10月 当社代表取締役会長(現任) 2018年10月 A s - m e エステール株式会社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) A s - m e エステール株式会社代表取締役会長 谷口ジュエル株式会社代表取締役社長 | 229,950株 |
| | <p>【取締役候補者の選任理由】 丸山朝氏は、1959年に当社を設立して以来、長年にわたり当社の経営を指揮し、当社グループを国内有数のジュエリー製造・小売業に成長させてきた実績を有しております。当社の創業者として、今日のエステールグループを築き上げてきた経営の実績、事業における幅広い知識により、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現していくために適切な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | |
| 2 | 丸山雅史 (1969年5月14日) | 1993年4月 当社入社 1994年6月 当社取締役社長付 1996年4月 キンバレー株式会社代表取締役社長 2001年2月 エステールベトナムCO.,LTD.社長 2001年7月 サイゴンパールCO.,LTD.社長 2004年3月 エステールホンコンLTD.代表取締役 2006年10月 サイゴンオプティカルCO.,LTD.社長 2007年6月 当社専務取締役 2008年4月 当社代表取締役副社長生産・営業担当 2009年6月 当社取締役 あずみ株式会社(現 当社) 代表取締役社長 当社代表取締役社長(現任) 2012年8月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 社外取締役(現任) 2018年4月 株式会社A s - m e エステール準備会社(現 A s - m e エステール株式会社) 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) A s - m e エステール株式会社代表取締役社長 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社外取締役 | 3,551,700株 |
| | <p>【取締役候補者の選任理由】 丸山雅史氏は、2009年から当社の代表取締役社長として、エステールグループの指揮を執ってきた経営の実績と事業における幅広い知識を有しております。社会の変化を敏感にとらえながら、トータルファッション企業への変革を強力に推進することにより、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現していくために適切な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|---|----------------------|--|------------|
| 3 | 平野和良 (1972年6月6日) | 1995年8月 宇田川清税理士事務所入所 1996年6月 株式会社ジュエリーデン(現株式会社ハピネス・アンド・デイ)入社 2002年9月 同社取締役 2009年4月 株式会社ベリテ入社 執行役員マーケティング部長兼販売促進部長 2010年4月 同社代表取締役社長CEO 2014年12月 当社入社 執行役員社長付 2015年5月 株式会社BLOOM代表取締役社長 2015年6月 当社専務取締役(現任) 2017年2月 サイゴンオプティカルCO.,LTD.社長 2017年12月 愛思徳(杭州)珠宝有限公司董事長 2018年1月 コンセプトアイウェアマニュファクチャーベトナムCO.,LTD.社長(現任) 2018年10月 A s - m e エステール株式会社専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) A s - m e エステール株式会社専務取締役 コンセプトアイウェアマニュファクチャーベトナムCO.,LTD.社長 | 11,000株 |
| 【取締役候補者の選任理由】 平野和良氏は、他社における会社経営の経験に加え、当社においては2015年の取締役就任を経て、専務取締役として複数の事業部門の指揮を執っております。これらの経験や知見により、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現していくために適切な人材であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 | | | |
| 4 | 佐野司郎 (1958年4月21日) | 1981年3月 ツルカメ商事株式会社(現 当社)入社 2000年6月 同社取締役運営本部長 2003年2月 同社取締役営業本部長兼商品本部長 2006年12月 同社取締役店舗開発本部長 2007年6月 同社取締役営業本部長兼店舗開発本部長 2009年6月 同社専務取締役 2009年10月 当社専務取締役営業本部長 2013年6月 当社専務取締役社長室長 2013年11月 株式会社BLOOM代表取締役社長 2015年6月 当社取締役社長室長(現任) 2018年10月 A s - m e エステール株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) A s - m e エステール株式会社取締役 | 34,000株 |
| 【取締役候補者の選任理由】 佐野司郎氏は、長年にわたり店舗運営業務に携わり、豊富な知見を有しているほか、当社グループ子会社の社長を務めるなど経営に関しても豊富な経験と知見を有しております。これらの経験や知見により、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現していくために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|--------|---|---|------------|
| 5 | もり 森 もと 元 たか 隆 (1962年7月30日) | 1985年3月 株式会社日本交通公社(現 株式会社ジェイティービー)入社 1991年6月 海外物産株式会社入社 2000年3月 当社入社 2005年4月 当社生産部次長(真珠担当)兼エステール真珠養殖株式会社(現 当社)部長 2007年6月 あずみ株式会社(現 当社)取締役経営企画本部長 2009年10月 当社取締役経営企画本部長(現任) 2018年10月 A s - m e エステール株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) A s - m e エステール株式会社取締役 | 12,650株 |
| | 【取締役候補者の選任理由】 森元隆氏は、当社において事業部門や管理部門で業務に従事した経験を活かし、2009年から当社の取締役として会社経営に携わっております。これらの経験や知見により、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現していくために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | |
| 6 | お の たかし 小 野 隆 (1959年11月26日) | 1982年3月 ツルカメ商事株式会社(現 当社)入社 2004年10月 あずみ株式会社(現 当社)執行役員東日本店舗運営部長兼東日本商品営業部長 2009年6月 同社上席執行役員営業本部東日本統括 2009年10月 当社上席執行役員営業本部東日本統括 2011年10月 当社上席執行役員営業本部副本部長 2012年6月 当社取締役営業本部副本部長 2013年6月 当社取締役営業本部長 2018年10月 当社取締役(現任) 2018年10月 A s - m e エステール株式会社取締役事業部長(現任) (重要な兼職の状況) A s - m e エステール株式会社取締役事業部長 | 9,750株 |
| | 【取締役候補者の選任理由】 小野隆氏は、長年にわたり店舗運営業務に携わり、豊富な経験と知見を有しております。これらの経験や知見により、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現していくために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | |
| ※ 7 | よこ うち たつ はる 横 内 達 治 (1966年1月3日) | 1988年10月 井上斎藤監査法人(現有限責任 あずき監査法人)入所 1992年8月 公認会計士登録 2000年8月 株式会社ライトオン入社 管理本部長 2000年11月 同社取締役 2011年8月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社取締役副会長 2021年9月 当社入社 管理本部 部長(現任) | 0株 |
| | 【取締役候補者の選任理由】 横内達治氏は、他社において代表取締役を務め、経営の指揮を執った経験や公認会計士としての経験があります。これらの経験や知見により、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現していくために適切な人材であると判断し、新たに取締役(管理担当)としての選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|--|----------------------|---|------------|
| 8 | 齋藤理英 (1965年8月12日) | 1999年4月 弁護士登録、東京弁護士会所属 2003年4月 東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員(現任) 2006年4月 東京弁護士会常議員、日本弁護士連合会代議員 2007年6月 あずみ株式会社(現 当社) 社外取締役 2009年10月 齋藤綜合法律事務所代表(現任) 当社社外取締役(現任) 2015年8月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 齋藤綜合法律事務所代表 弁護士 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション社外取締役 | 0株 |
| <p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 齋藤理英氏は、弁護士として豊富な経験を有されており、その高い専門性と幅広い見識を活かし、客観的な視点から、特に、企業経営の健全性の確保、コンプライアンスの推進に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外役員としての職務を適切に遂行していただくことを期待しております。</p> | | | |
| 9 | 白川篤典 (1967年7月29日) | 1990年4月 国際証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 1997年5月 日本アジア投資株式会社入社 2003年3月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション入社 2003年8月 同社取締役経営企画室長 2006年8月 同社常務取締役経営企画室長 2010年8月 同社代表取締役社長(現任) 2012年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション代表取締役社長 | 1,000株 |
| <p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 白川篤典氏は、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの経営に長年携われ、その経験と見識を活かし、特に企業の進むべき方向性に関して、客観的な視点から助言いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏には長年の経営経験を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p> | | | |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|---|----------------------|---|------------|
| 10 | 梅田常和 (1945年8月22日) | <p>1974年3月 公認会計士登録</p> <p>1987年9月 アーサーアンダーセンパートナー及び英和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員</p> <p>1995年4月 公認会計士梅田会計事務所所長(現任)</p> <p>1995年6月 日本開閉器工業株式会社(現 NKKスイッチズ株式会社) 取締役副社長</p> <p>1999年1月 株式会社エイチ・アイ・エス社外監査役</p> <p>2000年6月 株式会社トミー(現 ㈱タカラトミー) 社外監査役(現任)</p> <p>2000年6月 株式会社ハーバー研究所社外監査役</p> <p>2007年6月 澤田ホールディングス株式会社社外監査役</p> <p>2010年6月 スズデン株式会社社外取締役</p> <p>2015年6月 株式会社ハーバー研究所取締役監査等委員(社外取締役)(現任)</p> <p>2016年1月 株式会社エイチ・アイ・エス取締役監査等委員(社外取締役)(現任)</p> <p>2019年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>公認会計士梅田会計事務所所長 株式会社タカラトミー社外監査役 株式会社ハーバー研究所取締役監査等委員(社外取締役) 株式会社エイチ・アイ・エス取締役監査等委員(社外取締役)</p> | 17,500株 |
| <p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】</p> <p>梅田常和氏は、アーサーアンダーセンパートナー及び英和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)の代表社員を歴任し、公認会計士梅田会計事務所を設立するなど、公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な経験と知見を備えられているほか、企業経営にも参画されていることから、豊富なビジネス経験を当社グループの経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏には、豊富な経験、知見、業績、培われた見識を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。</p> | | | |

- (注) 1. ※の候補者は新任の取締役候補者であります。
2. 白川篤典氏が代表取締役である株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションと当社との間には、商品仕入れ及び配送において取引がございます。
3. 齋藤理英、白川篤典及び梅田常和の3氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は齋藤理英及び梅田常和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 齋藤理英、白川篤典及び梅田常和の3氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって齋藤理英氏は12年8カ月となり、白川篤典氏は10年となり、梅田常和氏は3年となります。
5. 齋藤理英、白川篤典及び梅田常和の各氏と当社の間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。3氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年9月に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 取締役会長丸山朝の所有株式数は、同氏の配偶者の運営する資産管理会社である有限会社英が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
8. 取締役社長丸山雅史の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社雅コーポレーションが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます河合瑞人氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針に従っておりますので相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|----------------|---------------------|
| かわいみずと 河合瑞人 | 2018年6月 当社取締役 現在に至る |

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木 グランドコンファレンスセンター



交通ご案内

- 南北線「六本木一丁目駅」(西改札直結)
- 日比谷線・大江戸線「六本木駅」より徒歩5分
- 日比谷線「神谷町駅」より徒歩10分

〈株主優待のお知らせ〉

株主の皆様の日頃からのご支援に感謝し、所有株式数に応じて株主お買物券・商品
を贈呈いたしております。株主お買物券は株主総会終了後に発送します決議通知に
同封いたします。なお、ご優待商品は8月末に発送予定となります。